

議案第18号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の改正を踏まえ、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に関する事務手数料に係る規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項中

「

ア 住戸ごとの 申請の場合	申請戸数が1戸のもの	4,700円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2戸以上5戸以下のもの	9,400円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 6戸以上10戸以下のもの	16,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 11戸以上25戸以下のもの	27,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 26戸以上50戸以下のもの	45,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 51戸以上100戸以下のもの	82,000円

	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	185,000円

」を削り、

「

イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下この表において同じ。)	建築物の総戸数が1戸のもの
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
	(イ) 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この表にお	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル

い て 同 じ。)	ルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
(ウ) 非住 宅の部分  (住戸の 部分及び 共用廊下 等の部分 以外の部 分をいう。 以下この 表におい て同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

」を

「

ア 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下この表において同じ。)	建築物の総戸数が1戸のもの
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
	建築物の総戸数が301戸以上のもの

イ 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この表において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
ウ 非住宅の部分(住戸の部分及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

」に改め、

ア 住戸ごとの 申請の場合	申請戸数が1戸のもの	35,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2戸以上5戸以下のもの	69,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 6戸以上10戸以下のもの	97,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 11戸以上25戸以下のもの	137,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 26戸以上50戸以下のもの	197,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 51戸以上100戸以下のもの	283,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 101戸以上200戸以下のもの	385,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 201戸以上300戸以下のもの	508,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 301戸以上のもの	600,000円

」を削り、

イ 1の建築物 の申請の場合	(ア) 住戸 の部分	建築物の総戸数が1戸のもの
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの

	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
	建築物の総戸数が301戸以上のもの
(イ) 共用 廊下等の 部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
(ウ) 非住 宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
--	--------------------------------

」を

ア 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
	建築物の総戸数が301戸以上のもの
イ 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
ウ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル

	以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

」に改め、

同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項中

「

ア 住戸ごとの 申請の場合	申請戸数が1戸のもの	3,300円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円



1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円
1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円
1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	134,000円

」を削り、

「

イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
		建築物の総戸数が301戸以上のもの
	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル

	ルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

」を

「

ア 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
	建築物の総戸数が301戸以上のもの

イ 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
ウ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

」に改め、

ア 住戸ごとの 申請の場合	申請戸数が1戸のもの	18,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2戸以上5戸以下のもの	37,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 6戸以上10戸以下のもの	52,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 11戸以上25戸以下のもの	74,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 26戸以上50戸以下のもの	108,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 51戸以上100戸以下のもの	159,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 101戸以上200戸以下のもの	221,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 201戸以上300戸以下のもの	291,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 301戸以上のもの	342,000円

」を削り、

同表備考を削る。

別表第3建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく  
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項中

ア 住戸ごとの 申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル 未満のもの	9,700円
	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル 以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円

	当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
	当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円

」を削り、

「

イ 1の建築物 の申請の場合	(ア) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）
	(イ) 非住宅部分

」を

「

ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）
イ 非住宅部分

」に改め、

「

ア 住戸ごとの 申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
	当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
	当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円

」を削り、

「

イ 1の建築物 の申請の場合	(ア) 住宅部分	
	(イ) 非住宅部分	<p>モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項において同じ。）による場合</p> <p>標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項において同じ。）による場合</p>

」を

「

ア 住宅部分	
イ 非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標

準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項において同じ。）による場合

標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項において同じ。）による場合

」に改め、

同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項中

「

ア 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
--------------	----------------------------	--------

	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
	当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円
	当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円

」を削り、

「

イ 1の建築物 の申請の場合	(ア) 住宅部分
	(イ) 非住宅部分

」を

「

ア 住宅部分
イ 非住宅部分

」に改め、

「

ア 住戸ごとの 申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
	当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円
	当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円

」を削り、

「

イ 1の建築物 の申請の場合	(ア) 住宅部分	
	(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合



	標準入力法等による場合
--	-------------

」を

「

ア 住宅部分	
イ 非住宅部分	モデル建物法による場合
	標準入力法等による場合

」に改め、

同表備考第2項中「の(イ)」を削り、同表備考第11項から備考第13項までを削り、同表備考第14項中「1の建築物の」を削り、同項を同表備考第11項とし、同表備考第15項中「1の建築物の」を削り、同項を同表備考第12項とし、同表備考第16項を削る。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている又は同法第53条第1項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請については、改正前の別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けている又は同法第34条第1項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請については、改正前の別表第3建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項の規定は、なおその効力を有する。